

南九州市キャラクター「お茶むらい」着ぐるみ貸出要領

1 趣旨

この要領は、南九州市の観光と特産品のPR及び誘客促進を目的とした南九州市キャラクター「お茶むらい」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出物品

貸出物品は次のとおりとする。

物品名	数量	物品名	数量	物品名	数量
頭部	1	袴	1	ひまわりベルト	1
茶んまげ	1	梵字羽織	1	保管袋	1
フェイスマスク	適	手袋	1		
胴体	1	靴	1		

3 貸出対象者

着ぐるみの貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市に勤務し、又は通学する者
- (3) 本市で活動する団体又は企業
- (4) その他、南九州市観光協会長（以下「協会長」という。）が認める個人、団体等

4 貸出申請

着ぐるみの貸出を受けようとする者は、着ぐるみ貸出承認申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 貸出の承認

協会長は、前項の申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に承認するものとする。ただし、一回の申請で連続的に貸出できる日数は準備及び運搬に係る日数を含めて4日以内とする。

- (1) 第3項に規定する貸出対象者が主催する公益性のあるイベント等で、南九州市の観光情報や特産品などを伝えることを目的とした次に掲げるようなもの。ただし、公共団体・公共的団体についてはこの限りではない。

ア. 不特定多数が参加するイベント

イ. 学校や地域イベント

ウ. 特定の企業，政党，宗教団体等の利益（集客・勧誘）のためではないもの

エ. 公序良俗に反しないもの

(2) 国，県，市又はこれらの機関が主催し，共催し，又は後援するイベント，その他の催し物

(3) その他，協会長が適当と認める本市で開催されるイベント等

6 承認の取消し等

(1) 貸出の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は，貸出の承認を受けた目的以外の用途で使用又は使用する権利を譲渡し，若しくは転貸しようとすることはできない。

(2) 協会長は，借受者が前号の行為をしようとするとき，貸出の承認を取消し又は使用の中止を命ずることができる。

(3) 協会長は借受者が貸出の承認を受けた後，その貸出期間中に市が主催するイベント等で着ぐるみが必要となった場合，当該承認を取り消すことができる。

7 利用料

着ぐるみ貸の利用料は，500円とする。なお，イベント等が遠隔地で開催される場合は，着ぐるみの運搬に係る費用は借受者負担とする。

8 着ぐるみの受領及び返却

借受者は，原則として着ぐるみを協会から直接受け取り，使用後は借受者の負担により補修又はクリーニングを行い，原状回復のうえ速やかに協会へ返却しなければならない。

9 損害賠償

(1) 借受者の責めに帰すべき事由により貸出物品を損傷又は滅失した場合において，原状回復ができないときは，借受者は協会に対して損害を賠償しなければならない。

(2) 借受者が着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えたときは，借受者がその損害賠償の責任を負うものとする。

(2) 着ぐるみの使用により借受者が被った損害に対して，協会は一切その賠償の責めを負わない。

10 管理及び貸出事務

着ぐるみの管理及び貸出事務は，協会事務局が行う。

11 その他

この要領に定めるもののほか，着ぐるみの貸出に関し必要な事項は，協会長が別に定める。

附 則

この要領は，令和2年4月1日から施行する。但し，利用料については令和3年1月1日から適用する。

着ぐるみ貸出承認申請書

令和 年 月 日

南九州市観光協会長 様

申請者 住所 _____

団体又は氏名 _____ (印)

電話 (_____)

下記のとおり南九州市キャラクター「お茶むらい」の着ぐるみの貸出を受けたいので承認くださるよう申請します。

なお、着ぐるみ貸出については、『南九州市キャラクター「お茶むらい」着ぐるみ貸出要領』及び貴会の指示に従います。

記

使用日時	年 月 日 時 分から
	年 月 日 時 分まで
貸出期間	年 月 日 時 分から
	年 月 日 時 分まで
使用場所	
使用目的	
備考	

上記のとおり貸出を { 承認します。
 承認しません。

令和 年 月 日

南九州市観光協会長

(印)